

# 台風など豪雨災害時の対応にご活用ください!

— 事業所等の自衛水防に役立つ情報と相談窓口のご紹介 —



那賀町和食の浸水状況(H16台風23号)

- 近年、全国各地で豪雨災害が頻発しており、事業所等における浸水被害も懸念されます。
- 平常時の備えや、洪水時・氾濫発生時での**応急的な対応**により浸水被害を大幅に軽減し、早期の復旧を図ることができます。
- 河川管理者としても、事業所等における対応で**参考となる情報の提供**につとめています。



日頃の備えや災害時の対応が重要なのは分かってるけど...  
いつ、どうやって判断したらいいんだろうか?

## そんな時に確認できる情報があります!

### リアルタイムで確認



地デジのデータ放送(dボタン)で  
吉野川、那賀川等の  
水位や雨量をお知らせしています。

→NHK、四国放送で確認できます。



インターネットweb上で  
洪水予報等の発表状況について  
お知らせしています。

→「川の防災情報」  
<http://www.river.go.jp/>

※水位、洪水予報等の詳細は裏面をご覧ください。

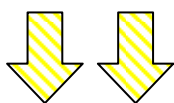
### 普段から確認



市町村のハザードマップなどで  
吉野川、那賀川等の  
浸水想定区域を示しています。

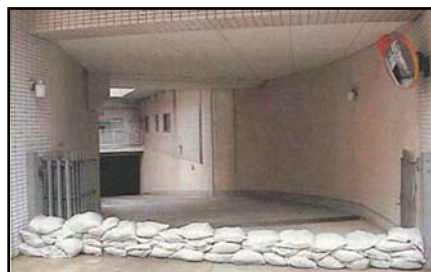
→「ハザードマップポータルサイト」  
<http://disaportal.gsi.go.jp/>

<対応例>

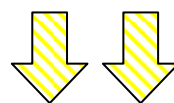


玄関等に土のうを積み

## 必要な情報入手し、 災害に備える!



地下街等の入り口に土のうを積み



荷物・機材等の移動

今後も、河川管理者として「事業所等の自衛水防に役立つ情報」を充実させていくため、  
ご意見・ご相談などがありましたら、下記窓口までご連絡ください。



【吉野川・旧吉野川・今切川 災害情報普及支援室】

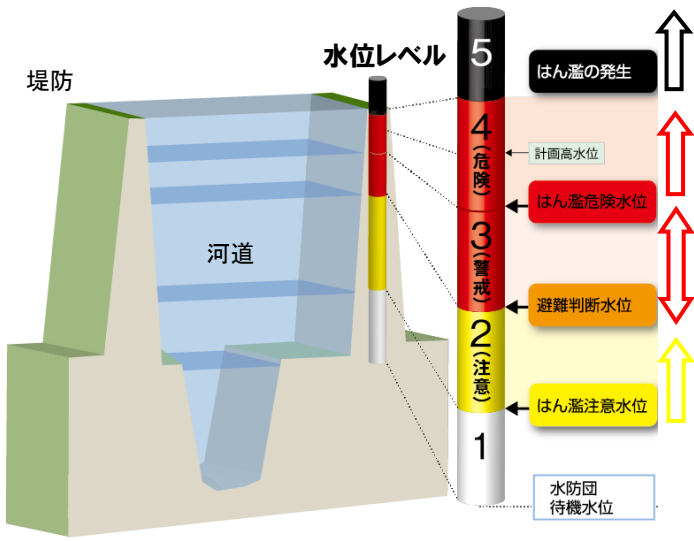
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 (河川調査課内) TEL : 088-654-9611

【那賀川・派川那賀川・桑野川 災害情報普及支援室】

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所 (調査課内) TEL : 0884-22-6461

# 吉野川、那賀川等における洪水予報と基準観測所の水位

河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、国（又は都道府県）が気象庁と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示した洪水の予報を行っています。



洪水予報の種類	求められる行動
●●川はん濫発生情報 (洪水警報)	・新たにはん濫が及び区域の避難
●●川はん濫危険情報 (洪水警報)	・はん濫のおそれがある区域では、住民の避難を完了
●●川はん濫警戒情報 (洪水警報)	・市町村は、避難勧告等の発令を判断し、必要に応じて発令
●●川はん濫注意情報 (洪水注意報)	・市町村は、避難準備情報の発令を判断し、必要に応じて発令 ・はん濫に関する情報に注意



橋脚に表示した例（那賀川橋）

## ◆各観測所基準水位一覧

基準観測所	基準水位(m)					基準観測所	基準水位(m)						
	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位		水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位		
吉野川	池田	4.10	6.70	7.40(無堤部) 8.00(有堤部)	8.00(無堤部) 9.70(有堤部)	11.872	那賀川	古庄(上流)	3.50	5.00	6.50	6.50	8.823
	岩津	3.30	5.30	6.50(無堤部) 6.80(有堤部)	6.80(無堤部) 7.50(有堤部)	12.937		古庄(下流)	3.50	5.00	7.90	8.80	8.823
	中央橋	3.40	4.90	—	—	8.795	桑野川	大原	3.40	4.15	5.40	—	6.275
	第十	3.70	5.30	—	—	9.064							
旧吉野川	大寺橋	1.25	2.15	2.90	—	4.827	※旧吉野川や今切川、桑野川の基準観測所では、避難判断水位に到達した場合にその旨を周知することとしています。						
今切川	鍋川	—	—	(A.P.+2.25)	—	3.953							
今切川	今切川 河口堰上流	—	—	1.80	—	3.331							

## <参考>水防法の改正について

全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中、多様な主体の参画により、地域の水防力の強化を図るために水防法が改正されました。(H25.7施行)

### ◆改正の概要

- ① 水防計画に基づく河川管理者の水防への協力  
(河川に関する情報提供、水防訓練への参加等)
- ② 浸水想定区域内の地下街、高齢者利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進
- ③ 水防協力団体の指定対象を拡大し、建設会社等の民間企業や大学、自治会、ボランティア団体等との連携

※水防協力団体とは、水防団等の水防活動に協力するものとしてその申請により水防管理者(市町村長、水防事務組合の管理者)が指定し、水防法にもとづく業務を実施する団体を言います。

水防法の改正や自衛水防に関する施策の詳細は、下記のwebサイトをご覧ください。



「国土交通省 水管理・国土保全局ホームページ／自衛水防」

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/index.html>